一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道） （埼玉県桶川市大字川田谷から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎まで）	埼玉県桶川市大字上日出谷から埼玉県桶川市大字上日出谷まで	新設工事	平成26年11月１日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 26 年 10 月 31 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑶⑮リの次に次のとおり加える。

ヌ　道東道ＥＴＣ車載器新規搭載割引

㈠　割引をする自動車

㈠に定める期間に、㈡(a)に定めるインターチェンジと㈡(b)及び(c)に定めるインターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち大型車及び特大車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引適用後の料金の額は、下記の計算式により算出することとし、10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

Ａ×0.5＋Ｂ

(注)　上記式においてＡ及びＢは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ａ：㈡(a)に定めるインターチェンジと㈡(b)に定めるインターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額（単位：円）

Ｂ：㈡(c)に定めるインターチェンジと道東自動車道の千歳東インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額（単位：円）

㈢　実施する期間

平成26年11月１日から平成27年３月31日まで。

㈣　適用インターチェンジ

(a)　Ａインターチェンジ

道東自動車道の十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び足寄インターチェンジ。

(b)　Ｂインターチェンジ

道東自動車道の千歳東インターチェンジからトマムインターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

(c)　Ｃインターチェンジ

道央自動車道の大沼公園インターチェンジから札幌南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び深川・留萌自動車道の全インターチェンジ。

㈤　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。なお、本割引と深夜割引の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ル　東京湾ぐるっとパス

㈠　割引をする自動車

㈢に定める期間のうち連続する最大２日間に、㈡に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

車　　種	料金の合計額
軽自動車等	2,600円
普　通　車	3,200円

㈢　実施する期間

平成26年11月８日から同年12月23日まで及び平成27年１月６日から同年３月22日まで。

㈣　適用区間

館山自動車道の市原インターチェンジから富津竹岡インターチェンジまでの区間、横浜横須賀道路の全区間、千葉東金道路の松尾横芝インターチェンジから東金インターチェンジまでの区間、富津館山道路の全区間及び東京湾横断・木更津東金道路の全区間（東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間についての本割引の適用回数は１回とする。）。

㈤　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

高速道路「一般国道 468 号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））」工事区間変更公告

中日本高速道路株式会社公告第 31 号

高速道路「一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））」の工事区間を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成 26 年 10 月 31 日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

記

工事の区間　旧）①茅ヶ崎市西久保から神奈川県高座郡寒川町倉見まで
②神奈川県高座郡寒川町倉見から海老名市門沢橋まで
③海老名市中新田からあきる野市牛沼まで
④相模原市緑区小倉
新）①茅ヶ崎市西久保から神奈川県高座郡寒川町倉見まで
②神奈川県高座郡寒川町倉見から海老名市門沢橋まで
③海老名市中新田からあきる野市牛沼まで
④相模原市緑区小倉

工事区間変更日　平成26年11月１日